

以使用者爲名

〔茶式湖月抄〕路地笠。竹ノ皮笠ナリ指渡二尺六寸一分、深サ真中ニテ三寸、

〔我衣〕男笠ノ事菅笠ヲ元トス、サレドモ張笠、笥笠、古風ナリ、デン中ト云菅笠ヲ用ユ、

〔塵塚談〕上女夏笠の事、同時比寛延までは、女笠として菅にて大きく飛脚の三度笠様なるを

用ひたり、ひもは後のかたを輪になし、髻の下へかけ、領の下にて結ぶなり、これも浴衣と同様に、

今は被るものなし、近頃は卑賤の婦女も、青紙にて張る傘になれり、又體様をつくる婆々などは、

簾にて編みし笠を用ひ、此笠は高價にして卑賤の婦は用ひがたし、

〔藻鹽草〕十七笠。市女笠つばさうぞくの笠也、つば笠共云、同物也、

〔貞丈雜記〕調度一婦人の笠に市女笠と云物あり、古畫に見へしは、婦人何れも衣をかづきて、かつ

ぎの上に此笠をかぶりたる體也、笠ふかくて顔をかくすによし、

〔西宮記〕臨時四菅笠。行幸時、王卿已下、雨具用市女笠、

〔西宮記〕臨時五行幸

京内。雨降者、五位以上、著市女笠、雨衣、

〔枕草子〕八、るせもの、所うるおりの事

雨ふる日のいちめ笠

〔小右記〕治安三年五月十三日乙亥、今日參兩殿、關白藤原頼通被談雜事、次源中納言言出切、市女笠事、

關白被答之詞、被仰可被却由歟、此兩三日、或檢非違使、或刀禰、切市女笠并襪等云々、未得其意、若有

新制者、先立日限、令知遐邇、可被却歟、而俄儀切破事、何如就中女等、以市女笠隱形、參功德所、是善根

也、至今無賴女等、難植善根歟、女人著笠、可無公損歟、法制之事、以万可數、而忽有笠制、未知其是、往古

無制、足爲奇者、